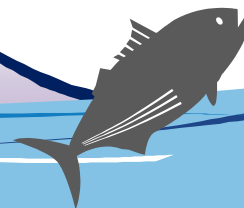


# まちづくり回覧板

～みんなでつくる自治基本条例～

拾五



平成25年2月

## 「市民会議素案」のまとめの検討が始まりました

平成25年1月20日（日）午後1時から小川公民館にて、第15回焼津市自治基本条例を考える市民会議を開催しました。

ミニ講座は「大井川町地域参加のまちづくり条例について」をテーマに旧大井川町で平成11年に施行された条例について、当時の担当者から策定経過なども含めて学ぶ機会をもちました（右の囲み）。これは、日本で最初に自治基本条例を制定したとされている北海道ニセコ町（平成13年施行）にも影響を与えた画期的な条例であり、ぜひ未来に活かしたい財産です。

会議では、まず、前回(11/18)以降、計3回行われた作業グループ会議の状況報告がありました。今後は、『冬休みの友』の結果をまとめた意見集をもとに、3月末までに「市民会議素案」にまとめていきます。今回は、その1回目として、条例の基本的な考え方（目的、まちの姿、理念など）について議論をしました。

その結果は事務局でとりまとめ、作業グループ会議での議論と作業を経て、「市民会議素案」のまとめにむけた全体の検討にかけていく予定です。



### ミニ講座「大井川町地域参加のまちづくり条例について」

#### ●条例策定の経緯

- ・平成4年就任の横山町長の所信表明で、地方自治の原点回帰、「住民立場に立ったまちづくりの推進」が宣言された。
- ・そのためには中央集権型から分権型への転換を進める仕組みとして、住民主体のまちづくり条例をつくることとなった。

#### ●自治組織活性化事業

- ・いきなり条例づくりを始めたわけではなく、地方自治の原点に帰り、住民主体の活動の活発化、行政職員の能力向上を現場主義で進めた。住民は楽しみながら地域の自治に取り組み、職員は対応のたためにとても勉強するようになった。

#### ●条例素案の検討と制定

- ・条例素案の検討は、住民と意見を調整しながら、議会・行政による合同研究会で意見交換しながら進めた。
- ・平成11年3月議会で全会一致で条例案が可決。同年4月から施行された。

#### ●条例の特徴

- ・住民による住民のための自治を地域の「まちづくり委員会」を中心に行うために必要な事項を定めたことが特徴。

#### ●現在検討中の自治基本条例との違い

- ・大井川条例は住民主体の自治が中心。自治基本条例は幅が広いところが難しい。

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議  
事務局：焼津市企画財政部企画調整課  
電話：054-626-2141（直通）  
E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp